

官民競争入札等監理委員会
第 17 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 17 回 官民競争入札等監理委員会
議事次第

日 時：平成 19 年 1 月 30 日（火） 10:00～10:15

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1．開 会

2．実施要項について（科学技術研究調査）

3．その他

4．閉 会

< 出席者 >

（ 委員 ）

落合委員長、斉藤委員長代理、逢見委員、樫谷委員、小林委員、田島委員、寺田委員、
本田委員、森委員

（ 事務局 ）

河内閣審議官、中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊
埜御堂参事官、野島参事官、徳山企画官、堀内企画官

落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第 17 回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日は、小幡委員、増田委員、吉野委員が、御都合のため欠席です。

今日は、まず基本方針に掲げられている総務省の科学技術研究調査に係る民間競争入札実施要項案について、御審議をお願いいたします。

この件につきましては、既にこれまで入札監理小委員会で審議をしまいいりましたので、その審議に経過につきまして、入札監理小委員会の榎谷主査から御報告をお願いします。

榎谷委員 入札監理小委員会の主査の榎谷でございます。

それでは、資料 1 に従って御説明したいと思います。

入札監理小委員会といたしまして、この実施要項案につきまして、論点と対応について御報告したいと思います。

「1. サービスの質の設定」でございます。サービスの質の設定につきましては、当初の実施要項の案では、サービスの質の指標として、調査票の回収率（白紙を除く）を設定することとしておったんですけれども、その回収率ということでは十分なのかどうか。あるいはサービスの質の要求水準を、平成 17 年度の実績と同じ、大学等が 100 %、公的機関が 99%、企業等が 79%としてあったんですけれども、これでいいのかどうかというようなことで議論をいたしました。

これにつきましては、実はその次の「2. 対象事業の範囲・委託期間」と少し関係するんですけれども、ご覧いただきたいのは、委員限りとなっております実施要項の一番最後に別添というのがございます。これが科学技術調査研究の実施の部分なんです。企画立案から報告書の作成までフローがあるわけですが、二重線で囲んだ部分が民間開放の対象事業となっております。

その関係で、つまりすべて民間業者が関わるわけではありませぬので、実施の中の、かつその中の一部を市場化テストにさらすということになりますと、調査票の回収率、つまり全体の回収率ですので、これを設定するということが本当にいいのかという議論が起りました。

そこで対応といたしまして、全体の回収率に加えて、今回の業務内容の焦点を当てた督促回収率、あるいは基準日時点の回収率を設定いたしました。この流れ図を見ていただきますと、要するに督促が中心になるわけです。したがって、まず 5 月中旬に送付いたしまして、6 月までの回収率。これは督促をする前の自然の流れに従った回収率なんです、6 月末に数字を取りまして、それを基準日としまして、基準日時点の回収率を設定いたしました。それから督促を始めていただくわけですが、その基準日時点の回収率から督促をしたことによって回収率がどう上がったのか。これを見るのが合理的であろうということで、督促回収率とか基準日時点の回収率を設定していただきました。

サービスの要求水準は、大学が 100 %ということなどでありますけれども、この督促回収率と全体回収率の要求水準は 100 %ということを目標にいたしました。これは実際、先

ほど申しあげましたように、平成 17 年度の実績は、大学は 100 %、公的機関が 99%、企業等が 79%でございますが、すべて目標を 100 %にいたしました。

実は統計というのは、もしアンケートに応じないと罰則があるような規定になっておりますけれども、建前ということで目標は 100 %になるということであります。出さない人は、理屈としては法律違反を犯すことになってしまうという意味で 100 %ということでありますが、実際の評価に当たりましては官の実績値。つまり 100、99、79 というのがございますので、その関係を確認することといたしました。

この督促による回収率と、基準日時点での回収率以外に、例えば満足度とか誤記入とか未記入というものについても本当はサービスの質として設定すべきなんですけれども、現在においては、その質の基準となるものがないので、将来的にはサービスの質の指標として設定するというを視野に入れていただきまして、今回、試行的に把握するというので、統計局と確認いたしました。

インセンティブとかディスインセンティブの在り方につきましては、これにつきましても、実施方法も含めまして、次期以降の課題ということで、統計局と確認いたしました。

サービスの質の設定については、以上でございます。

「2. 対象事業の範囲・委託期間」でございます。先ほど申しあげましたように、その全体の科学技術研究調査の中の実施の部分の動き。まずその中の一部ということの切り出しの仕方でございますので、民間事業者による創意工夫の発揮の余地とか、あるいは経費削減の可能性という観点から言うと不十分ではないかということであります。そこで次年度の課題としまして、統計局と以下の事項を確認いたしました。

一つは、封入作業から宛名記入などの送付前の事業と回収全体の業務。これについて対象業務とすることを確認したということであります。今年度は単年度でございますけれども、今回の結果を分析した上で、複数年度にするということについても検討していただくことになっております。

2 ページ「3. 落札者評価や実績評価における外部有識者の活用」がございます。これは実施プロセスの透明性の確保という観点から、評価委員会を組織すべきではないかということなんですけれども、現在、評価委員会というものは設置されていないんですが、統計局の中に、この対応のところに書いてあります「統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会」をつくって活用されておりますので、これを活用したいということです。これは 3 月末までの任期だということなので、それを延長するなどを行って、実質的な評価委員会を設置していただくことを確認いたしました。

「4. 落札者決定のための評価方法」です。評価基準とか評価項目について、民間業者に過剰な負担となる部分があるのではないかということなんですけれども、これにつきましては対応のところで書いてございますように、教育に関しまして、企画段階で提出するのはあくまでも詳細のものではなくて、プログラムの概要で結構だということになりました。

「５．低価格入札があった場合の対応」でございます。例えば１円入札などがあった場合はどうするんだということなんでございますけれども、対応といたしましては、会計法上の低価格調査を実施する場合があるということと、評価において加算方式が取られているということで、必須項目を満たさない場合は失格とするということなどを考えて、特段の対応が必要ないという形で整理をいたしました。

「６．民間事業者が講ずべき措置」といたしまして、調査客体から民間の事業者にあった照会の内容につきまして、これを統計局に毎日報告するというようになっておったんですけれども、これにつきましては原則として週１回でいいのではないかというような整理の仕方をいたしました。

「（２）金品の授受の禁止」。これはノベルティーなどにつきましては、今回は禁止をいたしました。それはほかのところでもノベルティーを配っているということもあるらしくて、その禁止の理由とか具体的な内容は何なんだというようなことにつきまして、確認いたしました。

そこで統計局の判断につきましては、国などが実施する統計調査では、そこから得られる統計とか行政の基礎資料となって、広く社会に還元されるということから、謝礼は不要であるということでありました。今回の調査につきましては、これでいいということでございますが、状況に応じましてはノベルティーについて検討する。これは統計調査すべてについてノベルティーを出さないということではなくて、今回についてはこの整理でいいということで判断いたしました。

「（３）記録・帳簿書類」でございます。この記録・帳簿書類につきましては、何か別途、特別勘定のような形で作成しなければいけないのかということなんですけれども、これにつきましては、別途、そこまでは求めていない。あくまでも、そのコストについての情報が欲しいんだということでございますので、別の帳簿を作成するということは必要ないということを経済局と確認いたしました。

「７．実施期間終了後の見直しのための調査」でございます。今回は１年でございますので、来年もやろうということでございます。ただ、業務終了が１０月でございますので、１０～１２月にまた次の事業に関する反映をしないといけないという観点から見ますと、業務終了時点から始めると遅いのではないかなという論点の中で、１０月半ばまでのプロセスの中でモニタリングの結果などを整理することによって、実績評価は９月から開始するということにつきまして、統計局と確認いたしました。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

事務局 事務局から１点補足がございます。

「１．サービスの質の設定」のところ、基準日時点の回収率という部分でございますけれども、統計局が直営で事業を実施していた際には、第１回の督促を行うまでの６月末までは、調査客体に対する調査票の提出に関する注意喚起といった活動は特に行っていない

かったのですが、それを今回、民間事業者に民間開放するに当たりましては、そうした注意喚起によって得られた効果を測定するために基準日時点の回収率も質として設定をさせていただいているということでございます。

以上でございます。

落合委員長 では、ただいまの補足説明も含めまして、榎谷主査からの報告のとおり、科学技術研究調査の実施要項案につきまして、本日、この委員会で議を行うということにしてよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、ここで総務省統計局に入室をしていただきます。

(総務省統計局関係者入室)

落合委員長 それでは、総務省の科学技術研究調査の実施要項案につきまして、本委員会として、この際、何か発言することがございますでしょうか。

榎谷委員 入札監理小委員会の主査の榎谷でございます。

先ほど、審議の結果報告の中で御説明いたしましたような中で、統計局側にあらかじめ伝えて確認しておくことがございますので、それにつきまして、伝えたいと思っております。

1番目でございます。本年度秋をめどに科学技術調査研究に関わる来年の対応を検討するに当たっては、調査票と調査関係書類の封入作業、宛名記入などの送付前の業務と調査票の回収業務につきましても対象事業の範囲に含めること、及び複数年度の契約とすることについて、あるいはまたインセンティブとかディスインセンティブの在り方について、積極的に検討をしていただきたいということが、まず一つであります。

2番目といたしましては、満足度や誤記入・未記入率について、将来的にはサービスの質の指標として設定することを視野に入れて、今回の科学技術研究調査において、試行的に把握して分析していただくということが2目でございます。

3番目は、今回の事業実施による経費削減の効果を分析する際には、対象事業の範囲の設定による影響についても検討するとともに、モニタリングに要したコストとモニタリングの仕方等についても分析を行っていただくということでもあります。

これにつきましては、非常に切り出しの範囲が小さくて、コスト全体が少ないので、かえってモニタリングのコストがかかってしまうのではないかという懸念からでございます。モニタリングのコストについても分析していただくということでもあります。

4番目は、今回の事業の実績評価についても、外部委員会等の第三者によるチェックを踏まえた形で実施していただいたということの四つでございます。

以上でございます。

落合委員長 それでは、本件につきまして、本監理委員会として了承するというところでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、公共サービス改革法 14 条 5 項の規定によりまして、総務省から諮問されました実施要項案につきまして、監理委員会としては、異存はないということにいたします。

それでは、私から答申を手交させていただきたいと思います。

(落合委員長より川崎統計局長へ手交)

落合委員長 それでは、実施要項の了承に当たりまして、総務省の川崎統計局長から、ご挨拶をいただきたいと思います。

川崎統計局長 統計局長の川崎でございます。大変お世話になっております。着席してご挨拶させていただきます。

このたびは、この科学技術研究調査の実施要項案の御審議に当たりまして、先生方には大変お世話になりました。特に榎谷主査、または各委員の皆様方には、大変御熱心に御審議をいただきまして、厚く御礼申し上げたいと思います。

先ほど御指摘もありましたとおり、審議の過程でいろいろな論点が出ておると私も承知しておりますので、これは次回の調査に向けまして、十分検討してまいりたいと思っております。

また、私どもといたしましては、これを受けまして、この実施要項に基づきまして、早速、本年の科学技術研究調査を円滑に実施すべく、最大限の努力をしてみたいと考えております。

この後、科学技術研究調査のほかにも、平成 19 年度には、就業構造基本調査、全国物価統計調査等を実施いたします。これらの所管統計調査の民間開放につきましても、現在、所要の準備を鋭意進めているところでございます。私どもといたしましても、できるだけ統計調査の業務の効率性の向上、また、統計の品質の向上に努めてまいりたいと考えております。

今後とも、監理委員会の先生方の皆様には大変お世話になることと思いますが、引き続きまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

落合委員長 それでは、総務省におかれましても、公共サービス改革法の趣旨を確実に実現するように努力してくださるよう、お願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

それでは、本日の監理委員会はこれで終了といたします。次回の開催日程は、追って事務局の方から御連絡をいたします。